

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
 朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
 朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

令和2年6月朝日町議会定例会（空気に感謝する議会）

▶会 期

6月5日（金）午前10時～6月9日（火）

▶一般質問

日 時	順	質問者	質問事項
6月5日（金） 午前11時	1	白田 忠一	今後の農業振興施策について
6月5日（金） 午後1時	2	小関 崇夫	高校入試における内申点制度を探る —志望高校全員合格を見据えて—
	3	石井喜久男	子育てに惜しみない支援策を
	4	長岡 裕二	町長はりんご温泉並びにその周辺の環境整備をどのように先駆け、賑わいを創出していくのか
6月8日（月） 午前10時	5	阿部 正明	マイナンバーカードは、どのようなカードか。普及拡大に向けての課題、町の取り組み方は
	6	和田 一則	新型コロナウイルス対策について 道路除雪作業委託について
6月8日（月） 午後1時	7	青木 裕子	新型コロナウイルス終息後の町内の観光および商工業復興について

▶議会を傍聴される方へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用と、手の消毒をお願いします。
- ・発熱や咳など風邪の症状のある方、また2週間以内に海外または北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県から帰町、来町した方の傍聴はご遠慮ください。
- ・密集、密接を防ぐため、定員を半数の10名とさせていただきます。
ご理解とご協力のほどお願いいたします。

※当日の議会中継や詳細日程については変更の場合もあります。

※詳細は町ホームページでご確認いただくか、下記へ問い合わせください。

▶問合せ先 議会事務局 ☎67-3306

健康福祉課からのお知らせ

○がん患者用医療用ウィッグ（かつら）及び乳房補整具の購入費を助成します。

▶助成対象者（下記の全ての要件を満たす方）

- ・町内に居住の方で、がんと診断され、がんの治療を行っている方。
- ・がんの治療に伴う脱毛または乳房切除により、就労や社会生活に支障が出る恐れがあるため、ウィッグまたは乳房補整具が必要な方。
- ・平成31年度以前に町助成等を受けていない方。ただし、過去にウィッグの助成を受けていても、乳房補整具の助成は受けることができます。

▶助成対象となる要件

- ・平成31年4月1日以降に購入したもの
- ・就労や社会参加等のために購入したもの
- ・がんの治療に伴う脱毛また乳房切除に対応するもの

▶申請に必要な書類等

- ・がん治療を受けている事を証明する書類（お薬手帳、診療明細書等）
- ・ウィッグまたは乳房補整具を購入した際の領収証書、通帳、印鑑、本人が確認できる書類（運転免許証、医療保険証の写しなど）

▶助成金額と回数

①医療用ウィッグ

「2万円」または「購入費の1/2」の額のいずれか低い額

②乳房補整具

「1万円」、または「購入費の1/2」の額のいずれか低い額

※1人につきウィッグ・乳房補整具1個、1回限り。

▶申請方法

「申請に必要な書類等」を持参のうえ、役場1階窓口（健康福祉課保健医療係）へ申請してください。なお、代理申請も可能です。委任状ならびに代理人本人であることが確認できる書類をご持参ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請も可能です。申請書類等は町ホームページからダウンロードできるほか、郵送での送付も可能です。ご希望の方は下記へご連絡ください。

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

町立病院 診察・休診のお知らせ

●発熱や風邪症状のある方は、来院前にお電話をお願いします。

●6月の土曜診療は6月6日です。

【診察予定】

月 日	内科	循環器	肝臓	糖尿	外科	眼科	整形外科
6/1(月)	○		△				○
6/2(火)	○			○	○	△	
6/3(水)	○						
6/4(木)	○					△	
6/5(金)	○	○					○
6/6(土)	○						
6/7(日)							
6/8(月)	○		△				
6/9(火)	○			○	○	△	
6/10(水)	○						○
6/11(木)	○					△	
6/12(金)	○	○					
6/13(土)							
6/14(日)							
6/15(月)	○		△				○
6/16(火)	○			○	○	△	

「○」：午前9時から診察

（受付：午前11時30分まで、
循環器外来は午前11時まで）

「△」：午後2時から診察

（受付：肝臓外来は午後2時30分まで、
眼科は午後3時30分まで）

※都合により変更となる場合があります。

※急患の場合はいつでも診察いたします。

▶問合せ先

町立病院 ☎67-2125

6月は食育月間、毎月19日は食育の日

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。生涯を通して健康な心身を育む上で、「食」は何より大切です。できることから「食育」に取り組みましょう。

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

クマ・イノシシに
ご注意ください

行楽や山菜取り、農作業で山に入る機会が多くなるシーズンですが、クマが冬眠から目覚め活動が活発になる時期でもあります。また、近年はイノシシの目撃情報が増えていますので、山に入る場合や農作業時に遭遇する危険性がありますので次のことに十分気を付けてください。

後退してください。(クマ撃退スプレーの使用も有効です)
※クマやイノシシを目撃したり、農作物等に被害があった場合は左記へお知らせください。

▼問合せ先

農林振興課

☎67・2114

ペットは責任を持って飼いましょう

野良猫にエサを与えるのはやめましょう
飼育する意思がないのにエサを与える等の行為は、野良猫の増加等につながり近隣住民の迷惑になります。

山や林に入るときや田畑に出るときは、ラジオやクマ鈴、笛など、音の出る物で、自分の存在を知らせましょう。

子グマや子イノシシを見かけたら、近くに親がいることが予想されるので近づかないでください。(子連れの場合は非常に神経質で危険です)

餌付けとなる食品や生ごみを放置しないでください。また、果実の放置もやめましょう。

万一、クマに出会ったら、背を向けずに、ゆっくり

ペットを捨てた人には、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が科せられます。

▼問合せ先

税務町民課 住民生活係

☎67・2119

教科用図書(中学校)
一般展示会を実施中

▼内容

令和3年度から令和6年度まで中学校で使用される教科書として検討される見本の展示

▼対象

学校関係諸機関および一般の方

▼場所

創造館ギャラリー

▼期日

6月1日(月)～12日(金)

※土日を除く(月曜日はギャラリーのみ開館)

▼時間

午前9時～午後6時
(月曜日は午後5時まで)

▼問合せ先

教育文化課 学校教育係

☎67・33302

「朝日俳句会」会員募
集のお知らせ

町芸術文化協議会の初代会長で俳人の阿部宗一郎は、「名句は一編の小説に匹敵する」という言葉を残しました。基本を知り、骨をつかめば、誰でもこのような句を物にすることが出来ます。皆さんも一緒に俳句づくりを楽しんでみませんか。

▼①年度更新について

令和2年度労働保険(労働災害保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月1日(月)～8月31日(月)です。最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告及び納付をお願いします。

▼②電子申請について

労働保険に関する手続きは、「電子申請」をぜひご利用ください。電子申請手続きは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。なお、電子申請のご利用にはマイナンバーカードまたは電子証明書の取得が必要です。

▼日時

参加者のニーズに合わせて、日中及び夜の部に分けて、それぞれ月一回程度を予定。

▼会費

無料
(ただし、町芸術文化協議会の会費300円と、会場使用料等の実費のみ集金)

▼問合せ先

代表 佐竹伸一(常盤)

☎050・5585・8434

労働保険に関する
お知らせ

▼問合せ先

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

☎03・5253・1111

(①内線5162、②内線5160)

重度心身障がい(児)者医療証、ひとり親家庭等医療証一斉更新のお知らせ

現在お持ちの医療証が6月30日で期限切れとなりますので、更新手続きをお願いします。

なお、今年度の手続きについては、医療証をお持ちの方は、新型コロナウイルス感染予防のため、郵送による手続きを推奨していますので、申請書を自宅へ送付します。

① 重度心身障がい(児)者医療証

▶対象者

市町村民税所得割額が235,000円未満で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金等)の障害基礎年金1級を受給されている方
- ・特別障害給付金制度の障害基礎年金1級相当に認定された方
- ・精神障害者で、恩給法特別項法第一項症を受給されている方
- ・特別児童扶養手当法施行令別表第3の1級程度の方および別表第1程度の20歳以上の方

▶持ち物

①健康保険証、②印鑑、③身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害基礎年金振込通知書など障害の程度を証明するものの写し、④重度心身障がい(児)者医療証

② ひとり親家庭等医療証

▶対象者

ひとり親家庭で18歳以下の児童を扶養しており、所得税が課税されていない方

▶持ち物

①健康保険証、②印鑑、③ひとり親家庭等医療証

○医療証更新の受付(①②共通)

郵送での申請が難しい方は、以下の日程で受付します。

受付日	場所	時間
6月25日(木)	西部公民館	午前9時～ 午前11時30分
	秋葉山交遊館	午後1時30分～ 午後4時
6月26日(金)	開発センター すこやかルーム	午前8時～ 午後5時15分

※医療証をお持ちでない方は、問合わせください。

▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116
福祉子育て係 ☎67-2132

7月5日は県民河川愛護デー

○きれいな川で住みよいくらと運動
～県下河川一斉清掃にご協力をお願いします～

▶日時

7月5日(日) 午前5時30分～7時

▶場所

各地区内の河川や道路

▶内容

河川敷や道路沿いの草刈り作業及び清掃等

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用、隣の人と2メートル以上間隔を空けての作業、作業終了後の手洗い・うがいをお願いします。

※当日体調の悪い方は作業を行わないでください。

※刈り取った草は、河川や水路に流さないでください。

※ツツガムシ病予防のため、長袖シャツ、長靴、ゴム手袋等を着用してください。

※詳細については、各区の指示に従ってください。

▶問合せ先

建設水道課 整備係 ☎67-2115